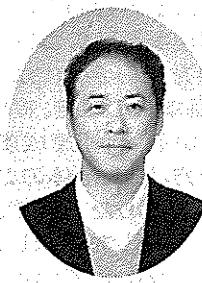


當衝率行圖

2014/7/14号

キャリア権



法人キャラクター権推進ネットワーク
「キャラクター権推進研究会」

法政大学大学院
政策創造研究科
教授

石山 恒貴

〔第2回〕

とだ。そのため、キャリア権は、時代の変化に合わせて労働法そのものを見直す中核的な概念となり得る性格を有している。では、具体的に憲法のどの条文に根拠を置いていいのであろうか。

の理念概念である。重要なことは、憲法に根拠を置く理念概念で

前回は、キャリアの定義について説明をした。今回は、キャリア権と憲法の関係について考えていただきたい。

憲法に根柢を置く

キヤリア権は、「個人としての相互尊重」、「学習の権利」と

キヤリア権が人生(ライフキヤリア)の幸福と関係する根

ア権では個人が生涯にわたり自発的、主体的な学習を進め

1

二

■キャリア機能の3要素

労働の権利と義務

学習の権利と義務

出所)NPO 法人キャリア権推進ネットワーク
『ブックレット キャリア権を知ろう』2013年

いる。憲法においては、個人としての尊重、幸福追求権(13条)に根拠を置く。個人が幸福を追求する自由があることこそ基本的人権の中核であり、それゆえ個人がキャリア形成を進める基盤となり得る。前回の連載で指摘した、強調される。そこには2項に定められるとの関係で、児童とする義務教育を連想させる。長期化する学習見据え、生涯学習の強調される。そこには2項に定められるとの関係で、児童とする義務教育を連想させる。長期化する学習見据え、生涯学習の

生涯学習が重要に

とともに、努力し学習する義務がある」とも強調しておる。

憲法においては、職業選択の自由(22条1項)と労働権(27条1項)に根柢を置く。職業選択の自由では、働く人が、自らの能力・適性・意欲に応じて職業を選択する自由を保障する。労働権では、国としての就業機会の確保努力が規定されており、労働の「量」

だけではなく「質」の確保も重要な視点になるだろう。

以上述べてきたとおり、キャリア権は憲法に根拠を置く3要素から構成されており、キャリアの形成と展開について基盤整備する国の責務、社会を構成する企業におけるキャリアの尊重、キャリア形成の主体である個人の努力を明確化する理念なのである。